

公津の杜保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人宗吾福祉会
所 在 地	成田市宗吾 2-276
電 話 番 号	0 4 7 6 - 2 6 - 2 4 7 2
代表者氏名	理事長 久保 美和子

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	公津の杜保育園
施 設 の 所 在 地	成田市公津の杜 2 丁目 24 番地 1
連 絡 先	電話番号 0 4 7 6 - 2 9 - 6 5 5 1 F A X 0 4 7 6 - 2 9 - 6 5 5 2
管 理 者	園長 飯島 暁美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 1 2 0 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 7 0 人 満 1 歳未満の児童 1 0 人
開 設 年 月 日	平成 1 8 年 3 月 2 9 日

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	2 4 9 3 . 9 9 m ²
	園庭	1 2 8 2 . 3 0 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造
	延べ面積	1 3 9 0 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	6 室	こあら組（満2歳児オレンジ・レモン）、りんご組・みかん組・いちご組・もも組
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	
一時保育室・子育て支援室	各 1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	備考
園長	1	
主任保育士	1	
保育士	2 0	
栄養士	1	
調理員	3 名以上	

※ 当園では、「成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月18日成田市条例第28号。以下「条例」という。）」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	勤務時間帯（8：15～17：15）
主任保育士	勤務時間帯（8：15～17：15）
保育士	勤務時間帯（7：00～16：00）（8：15～17：15） （8：15～19：00）（16：30～19：30）
栄養士	勤務時間帯（8：15～17：15）
調理員	勤務時間帯（8：15～17：15）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

お盆（8月13日から15日）及び年度末（3月29日から31日）は希望保育となります。希望保育の日程は変更があります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、**別紙1**のとおりとします。

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 一時預かり保育・子育て支援事業

体操クラブ・英語教室（月1回）

3・4・5歳児の異年齢児保育

3 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時50分頃	15時頃	
4歳児		11時50分頃	15時頃	
5歳児		11時50分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。3歳児以上の保育料は無料となりますが、副食費として月額5,500円をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、**別紙2**に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)内科

医療機関の名称	吉原医院
医 院 長 名	内山明江
所 在 地	成田市宗吾 2-275
電 話 番 号	0 4 7 6 - 2 6 - 2 4 7 7

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する別紙1に記載する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 飯島暁美 ・ご利用時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 ・電話番号 0 4 7 6 - 2 9 - 6 5 5 1 F A X 0 4 7 6 - 2 9 - 6 5 5 2 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
委員	加瀬芳江	元主任保育士（宗吾保育園）

成田市子ども未来部保育課	0 4 7 6 - 2 0 - 1 6 0 7
千葉県子育て支援課	0 4 3 - 2 2 3 - 2 5 9 6

1.5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター(学校安全会)
-------	----------------------------

1.7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1.8 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか，入園，利用に当たっての詳細な留意事項等については，別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。その他，個別の取扱事項については**別紙1**のとおりとします。

当園における保育の提供を開始するに当たり，本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：公津の杜保育園

説明者職名：園長

氏名 飯島 暁美

私は，本書面に基づいて公津の杜保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け，同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

別紙1 当園と保護者との個別決定事項

1 利用する曜日（○で囲む） （※注）

月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜

2 利用する時間

_____時_____分から_____時_____分まで

＜備考＞（例えば土曜日だけ平日と保育希望時間が異なる場合等に記入）

3 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

別紙2 利用者負担金

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
体操服上下	体操・運動会に使用する	4400 円
園児服・帽子・カバン	通園時に使用する	7500 円
お道具代	保育に必要な用具	6000 円
遠足に係る交通費・入園料	公共交通機関（地下鉄，バス等）その他移動手段に要する経費 施設入園料	実際に要した経費（実費）
副食費	3歳以上児、副食費の提供に係る費用	5500 円

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

月額 30分 1000円

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

月額 30分 1000円

ウ 17時30分以降の利用には月額500円のおやつ代が必要です。